

奥州市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奥州市議会議員政治倫理条例（令和7年奥州市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓書)

第2条 条例第4条の宣誓書は、宣誓書（様式第1号）とする。

(審査の請求)

第3条 条例第6条第1項に規定する審査の請求は、審査請求書（様式第2号）及び審査請求署名簿（様式第3号）により行うものとする。

(審査請求の却下の通知)

第4条 条例第7条第3項又は第9条第2項の規定による審査請求の却下の通知は、審査請求却下通知書（様式第4号）により行うものとする。

(審査会の委員長等)

第5条 条例第10条に規定する審査会（以下「審査会」という。）に委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査結果の報告)

第7条 条例第13条第1項の規定による審査の結果の報告は、審査結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

(審査結果の通知)

第8条 条例第14条の規定による通知は、審査請求代表者に対しては審査結果通知書（様式第6号）により、審査対象議員に対しては審査結果等通知書（様式第7号）により行うものとする。

(意見書の提出)

第9条 条例第15条第1項の規定による意見書の提出は、意見書（様式第8号）により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

宣誓書

私は、奥州市議会議員政治倫理条例を遵守し、奥州市民の代表者として、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営のため、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓います。

年　　月　　日

奥州市議会議長　　様

奥州市議会議員

様式第2号（第3条関係）

年　月　日

奥州市議会議長 様

審査請求者

〔議員以外にあっては、審査
請求代表者の住所及び氏名〕

審　査　請　求　書

奥州市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記

1 審査対象議員名

2 政治倫理基準に違反する事実の内容

（該当条項：奥州市議会議員政治倫理条例第5条第　号）

3 政治倫理基準に違反する事実の根拠

4 添付書類

様式第3号（第3条関係）

審查請求署名簿

備考

- 署名簿は、住所等を記載し、自筆による署名又は記名・押印したものでなければならない。
 - 心身の故障等により署名簿への署名を他人に委任する場合は、代筆者は奥州市議会議員政治倫理条例第6条第1項第1号に規定する選挙権を有するものでなければならない。この場合において、委任を受けたものは、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。

様式第4号（第4条関係）

年　月　日

様

奥州市議会議長

審　査　請　求　却　下　通　知　書

年　月　日付けで審査の請求がありましたが、奥州市議会議員政治倫理条例
第　条第　項の規定に基づき、下記の理由により却下します。

記

却下理由

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

奥州市議会議長 様

奥州市議会議員政治倫理審査会
委員長

審査結果報告書

年　月　日付けで審査の付託を受けた件について、奥州市議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第6号（第9条関係）

年　月　日

審査請求代表者　　様

奥州市議会議長

審　查　結　果　通　知　書

年　月　日付けで審査の請求があった件について、奥州市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、奥州市議会議員政治倫理条例第14条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第7号（第9条関係）

年　月　日

様

奥州市議会議長

審査結果等通知書

年　月　日付けで審査の請求があった件について、奥州市議会議員政治倫理審査会において審査をした結果は次のとおりでしたので、奥州市議会議員政治倫理条例第14条の規定に基づき、次のとおり通知します。

また、同条例第15条第1項の規定により、この審査結果について意見書を提出することができますので、意見書を提出する場合は、　　年　月　日までに提出してください。

記

1 審査対象議員名

2 審査の結果

様式第8号（第10条関係）

年　月　日

奥州市議会議長 様

奥州市議会議員

意見書

奥州市議会議員政治倫理条例第15条第1項の規定に基づき、審査の結果について次のとおり意見します。

記

意見の事由